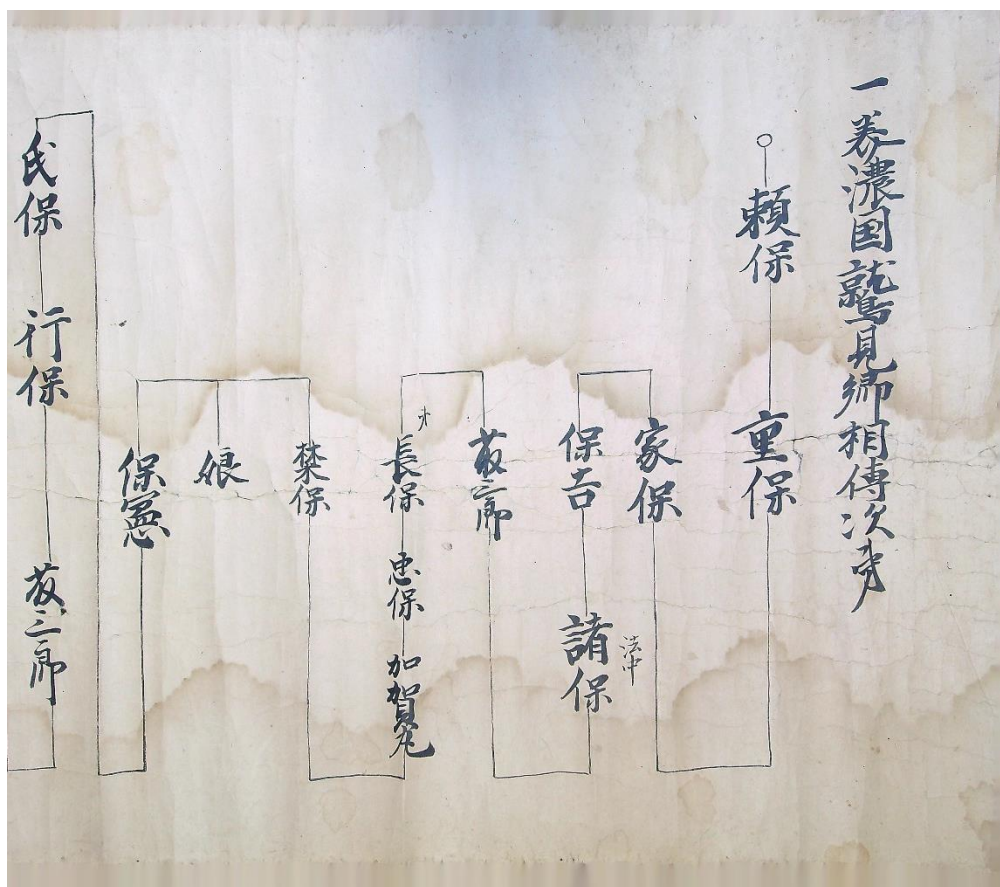


# 鷲見大鑑 上

(裕孝司氏所藏)

一美濃国鷲見郷相傳次第



玉井三郎  
鷲見藤三郎

谷見庄長山彦五郎以御判爲永賜之

本主山河判官也賜之

井深庄 石村 本主但馬前司也賜之

鷲見郷河面糟屋孫六 本主加三九

守護取下

鷲見郷下司安郡三郎 苗三郎  
家保

石伴家保今月四日申賜武藏守殿郷消  
書云野三郎之度自錫會奉付河合今上  
之止件郷相傳也云云申相傳也河合之今  
書信也家保以河合之止件也河合可令  
寄諸中司知也

永久三年七月日 御書判

守護所源



義濃國河家入給見常入近寄所法

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

義濃國河家入給見常入近寄所法

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

八月五日より法あふ八月六日九月

元弘三年五月三日 藤原忠保上

進上

御奉行下

八月五日より法あふ八月六日九月

御奉行下

義濃國河家入給見常入近寄所法  
八月五日より法あふ八月六日九月  
八月五日より法あふ八月六日九月  
八月五日より法あふ八月六日九月

元弘三年五月三日 藤原忠保上

進上

御奉行下

八月五日より法あふ八月六日九月

御奉行下

着到

義濃國河家入給見常入近寄所法

八月五日より法あふ八月六日九月

建武三年六月廿三日

一見

御奉行下



義濃國郡上郡御家人鷲見藤三郎

忠保馳参例候 出候近為敵属

御奉今月十日奉合致同主。字此為

御奉同十七日十八日十九日而飯中尾波

合致忠家御奉此為後院下御奉一見

懷坊ら茶賣言上此件

建武三年六月十日

進上  
御奉所

御書判

一見了

當座主沙市家入鷲見藤三郎忠保中

長崎、馳向二家大官屬御奉主五家大官向

進候御奉抽隨合軍忠家御奉早御奉此

為備向後忠家御奉不勤此件

建武三年七月

建武三年七月

進上

御奉所

了了

御書判

義濃國郡上郡御家人鷲見藤三郎今月十日而國控

閑上北野馳向御奉此為致合致忠討取

牧家御奉此為東中勢忠家御奉此為

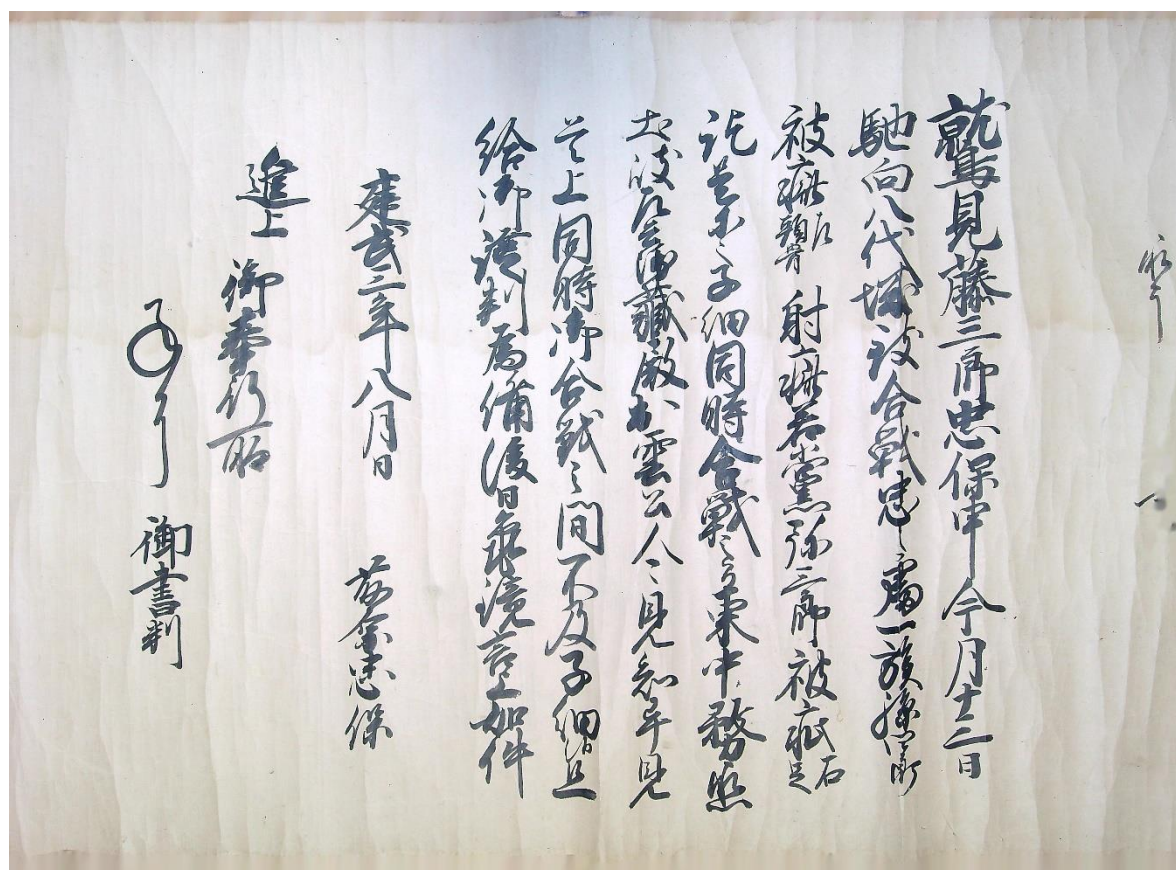
家(敵代)出雲云相合致合戰此為者以具分

明此致忠為後院致忠御奉一見此為御奉

建武三年八月十日

御奉所

御書判



以上は、上下二巻ある鷲見大鑑（硯孝司氏所蔵）の上の「系図と軍忠状」である。

この軍忠状は鷲見家保と保吉諸保の大番役の任命書の後には、忠保の軍忠状が書かれている。

## 一 美濃国鷲見郷相伝次第

○—頼保—重保—家保—保吉—諸保（法中）—藤三郎—

この系図は他の系図とずいぶん異なっている。

軍忠状については長善寺文書の翻刻を参照のこと。

この軍忠状は建武三年で終わっていて、忠保までである。

鮎走区長文書の寺田治一郎氏の翻刻されたものにも、同様のことが書かれている。

次は下巻。



鷲見大鑑 下 (裕孝司氏所蔵)

藤原氏 大坂陣手柄 (これは年代が合わない)

△ 鷲見庄左衛門 — 鷲見藤左衛門 —

— 鷲見六郎左衛門 —

飛騨国合戦高名たり

鷲見伊賀守尉 (行保か) — 同下野守 —

慶長之比 (ころ) 八幡にて打死 (慶長五年八幡城の合戦にて討死)

鷲見忠左衛門 — 甚内

美濃国郡上郡鷲見大鑑

鷲見殿ご出生を尋奉るに、大宮殿二男と記丸様と申す。

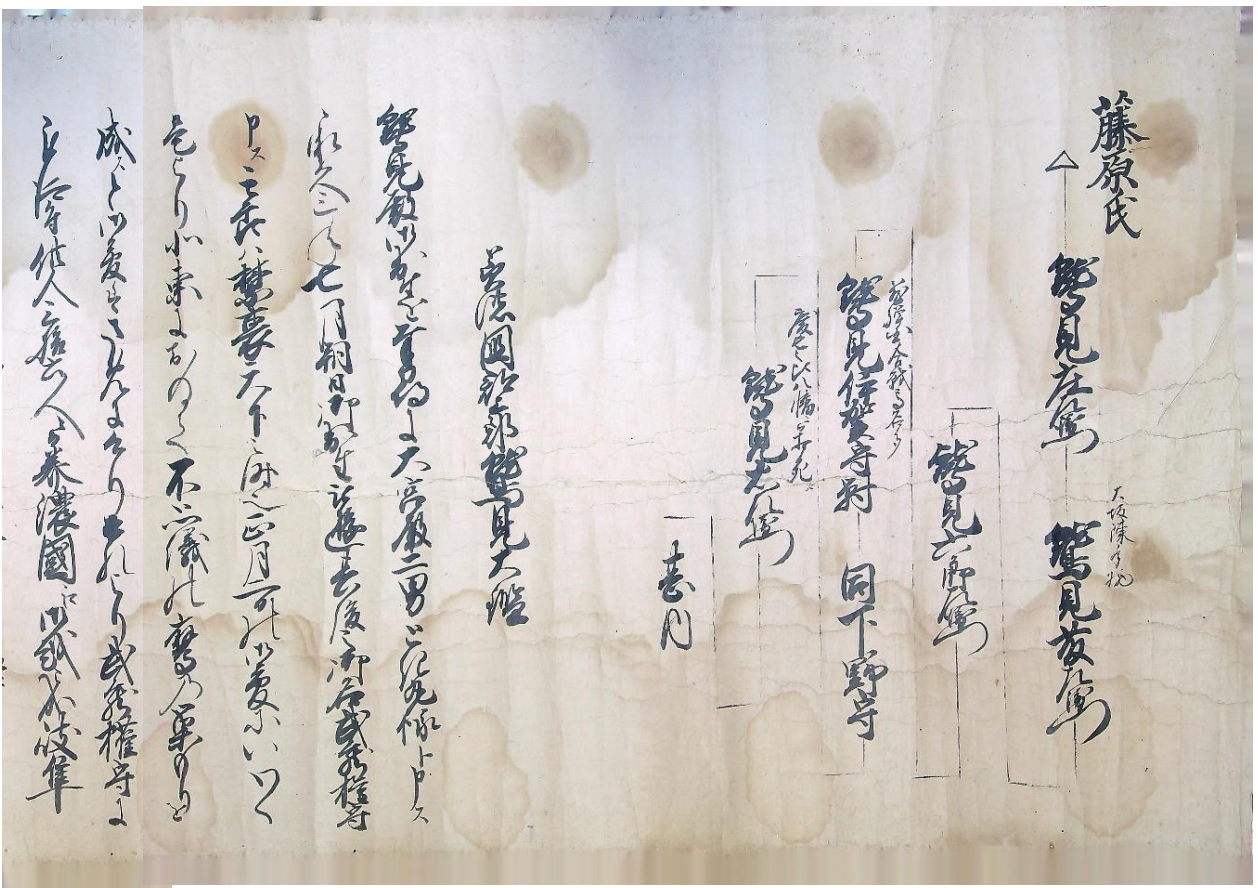
承久三年七月朔日御出生御遊ばされ、其後の御名武蔵権守

申す。其節は禁裏天下の時なり。正月二日の御夢にいわく

是より北東において不思議の鷹の巢 (ご) もりを

成すと御夢者 (は) さめにけり。それより武蔵権守に

仰せ付けられ供人三十六人にて美濃国へお越しなされ岐阜



奈ヶ良江御宿なされ、奈ヶ良渡シ船に召され候処に、川上より

鷺の羽一羽流れ来て権守御不審に思い召し、お手づから

かいをさげさせ給い、お取り上げご覧有に白ほの羽

長四尺七寸（一七八<sup>cm</sup>程）其の内にこんぢきの八幡と申す文字有。

金色

此の川上にうたがいなしと思召、郡上えへお尋ね上り

成され候。其れより其の羽、小野村に預け置き給い。今の八

幡其時より宮祝ひ納候。扱（さて）それより御手分け成され

明方口小俵口、権守殿上之方<sup>江</sup>御尋ね上り給ふ。神路村に

御泊りなされ、その夜神の御告げにいわく。此の川上に雲ヶ

嶽という陰山有り。急ぎ尋ね上り候得と、御ゆめぞさめに

けり。それより急ぎ御立ちなされ、其時よりこの（口々）神の路と

書て

かんぢとよむ。扱（さて）権守殿岩高村え御宿とさせ給ひ

山口才三郎と申す者案内にて雲ヶ嶽にお尋ね上り

給うなり。扱鷺の鳴声かすかに聞（き）給い。又三丁

ばかり行き給い。慥（たし）かに二声鳴ク。権守殿此の谷奥に

うたがいなしと思召（し）。又それより小ふたごえ、大ふた

奈ヶ良江御宿なされ、奈ヶ良渡シ船に召され候処に、川上より  
鷺の羽一羽流れ来て権守御不審に思い召し、お手づから  
かいをさげさせ給い、お取り上げご覧有に白ほの羽  
長四尺七寸（一七八<sup>cm</sup>程）其の内にこんぢきの八幡と申す文字有。  
金色  
此の川上にうたがいなしと思召、郡上えへお尋ね上り  
成され候。其れより其の羽、小野村に預け置き給い。今の八  
幡其時より宮祝ひ納候。扱（さて）それより御手分け成され  
明方口小俵口、権守殿上之方<sup>江</sup>御尋ね上り給ふ。神路村に  
御泊りなされ、その夜神の御告げにいわく。此の川上に雲ヶ  
嶽という陰山有り。急ぎ尋ね上り候得と、御ゆめぞさめに  
けり。それより急ぎ御立ちなされ、其時よりこの（口々）神の路と  
書て  
かんぢとよむ。扱（さて）権守殿岩高村え御宿とさせ給ひ  
山口才三郎と申す者案内にて雲ヶ嶽にお尋ね上り  
給うなり。扱鷺の鳴声かすかに聞（き）給い。又三丁  
ばかり行き給い。慥（たし）かに二声鳴ク。権守殿此の谷奥に  
うたがいなしと思召（し）。又それより小ふたごえ、大ふた



ごとと申す所えしばらくおやすらひ給い。いよいよ

谷ふかく尋ねんとおはしめし、驚見る小屋を

懸ケ給う。其の所今小城と申すなり。不審なる哉驚の右羽

二羽落て有ル。是をお拾い給い。此の所にも又小屋を置き

給う。それより大城・羽落しとは申すなり。其の間日数は五日に

および、さてわしのありかも今に見えず。

草木茂り道通用もなりがたく、然る所え岩高村

蓑嶋小左衛門と申すものお迎ひに百姓三人つれ来。小左衛門

権守殿え申す様は鷹の有(あり)か心もと無く存じ奉り、お迎え参りし由申し

上げる。権守殿仰せられ候は、例え日数五七日なりとも鷹の有る所見

届け申さず候内はと仰せられ候。又小左衛門申すは陰山谷深き所より

御座候へば、御退(しり)届(とどけ)に有る可く、然間一先ずお帰り遊ばされ候へと言上す。

しからばなんぢ申す通り一先ず帰り申すべくとて御家来八人

大城小城残し給い。小左衛門案内にて下屋こしみやどこと申す所よ

り

尾伝いに七くらがり谷口通り、岩高村えお帰りなされ

其節より向鷺見村と申すなり。権守殿十一日御逗留なされ候。

其時山口才三郎飛脚にて参り、御前に向かい、四日以前より

雲ヶ嶽八分目より日の出四つ、時々一度宛(つつ)見え申し候と申

こゝより下へはくわくわくとひいひいよく  
さうくうのりなりて踏んき小屋を  
あうふふ今小城と不審な驚の右羽  
二羽落ても是と申すなりしは不審な驚を  
うふふと大城と申すなりと日数は五日に  
およびと申すなりとわしのありかも今に見えず  
草木茂り道通用もなりがたく然る所え岩高村  
蓑嶋小左衛門と申すものお迎ひに百姓三人つれ来  
権守殿え申す様は鷹の有(あり)か心もと無く存じ奉り  
お迎え参りし由申し上げる  
権守殿仰せられ候は例え日数五七日なりとも鷹の有る所  
見届け申さず候内はと仰せられ候又小左衛門申すは陰山谷  
深き所より御座候へば御退(しり)届(とどけ)に有る可く  
然間一先ずお帰り遊ばされ候へと言上すしからばなんぢ  
申す通り一先ず帰り申すべくとて御家来八人大城小城残し  
給い小左衛門案内にて下屋こしみやどこと申す所より  
尾伝いに七くらがり谷口通り岩高村えお帰りなされ其  
節より向鷺見村と申すなり権守殿十一日御逗留なされ  
候其時山口才三郎飛脚にて参り御前に向かい四日以前より  
雲ヶ嶽八分目より日の出四つ時々一度宛(つつ)見え申し候と申

ケれば権守殿御よろこびなされ、人足六拾四人小左衛門共に  
お上りなされ、それより弥つか尾大清水と申す所に大きなる

いおりを作り給い、それより人そく共に申付け雲ヶ嶽道を

伐ひらかせ、弥(いよいよ)五月上旬お上りなされ候。則ち今大屋此の  
所なり、同日

鷲の巢を御見立てなされ候。弥(いよいよ)驚得給ひし也。彼の鷲(こ)覧  
あるに大石打と申す尾羽一羽これ無くお尋ね成され候得ば、長良  
にて

御あげなされ候羽にうたがひなし。扱(さて)それより六月二十三日  
みやこへ御差上げなされ候。禁裏様御よろこびかぎりなし。

権守殿ご家名御改かへ遊ばされ、鷲見家保と下し賜わり

其の後元長三年(建長なら一二五一年)五月一二日美濃国あ(く)  
た田み庄内川西

川東永代知行千六百二拾三石下され、鷹見の御役料に

向鷲見村お城御普請なされ、其時の御普請御見分の御役人

稲葉大膳に仰せ付けられ、同五年八月三日にお城出来仕り候。その  
後に(鷲見城築城は一二五三年)

建武三年(一二三三七)六月二十七日飛驒美濃御境御立てなされ候時  
に、飛驒国

山下豊前守、川尻備中守、美濃国より鷲見加賀守並びに

遠藤大蔵守、鷲見村大矢立合し上にて鷲見ヶ上野の境抗

御立なされ候。其時鷲見加賀守灰五百表、川尻備中守杓ぬか

千表御埋成され、両国御境御出来仕との也。天正二年(一五七三年。

実際は慶長五年一六〇〇年のこと) 稲葉

大膳殿を遠藤殿せめの時、金森殿遠藤殿の御加勢二飛驒

これに権守殿よりいふ人足六拾四人  
お上りなされ、それより弥つか尾大清水と申す所に大きなる  
いおりを作り給い、それより人そく共に申付け雲ヶ嶽道を  
伐ひらかせ、弥(いよいよ)五月上旬お上りなされ候。則ち今大屋此の  
所なり、同日  
鷲の巢を御見立てなされ候。弥(いよいよ)驚得給ひし也。彼の鷲(こ)覧  
あるに大石打と申す尾羽一羽これ無くお尋ね成され候得ば、長良  
にて  
御あげなされ候羽にうたがひなし。扱(さて)それより六月二十三日  
みやこへ御差上げなされ候。禁裏様御よろこびかぎりなし。  
権守殿ご家名御改かへ遊ばされ、鷲見家保と下し賜わり  
其の後元長三年(建長なら一二五一年)五月一二日美濃国あ(く)  
た田み庄内川西  
川東永代知行千六百二拾三石下され、鷹見の御役料に  
向鷲見村お城御普請なされ、其時の御普請御見分の御役人  
稲葉大膳に仰せ付けられ、同五年八月三日にお城出来仕り候。その  
後に(鷲見城築城は一二五三年)  
建武三年(一二三三七)六月二十七日飛驒美濃御境御立てなされ候時  
に、飛驒国  
山下豊前守、川尻備中守、美濃国より鷲見加賀守並びに  
遠藤大蔵守、鷲見村大矢立合し上にて鷲見ヶ上野の境抗  
御立なされ候。其時鷲見加賀守灰五百表、川尻備中守杓ぬか  
千表御埋成され、両国御境御出来仕との也。天正二年(一五七三年。  
実際は慶長五年一六〇〇年のこと) 稲葉  
大膳殿を遠藤殿せめの時、金森殿遠藤殿の御加勢二飛驒



国御出立成され候。白川口より美濃国へ出陣成され候。其時山下豊前ハ

金森殿と意趣有故まちや白川二構、其時より町屋村と申也。

金森殿長龍寺へ御廻入成され候。其時稲葉佐兵衛と申者

元来ミの者なりしが金森殿に奉公いたし畑佐口

より討入早馬に乗、鷲見ヶ上野一ノくて谷にて出合

金森殿ハ其時三の谷にて馬より御下り成され候而、白山大御前

を押し給ひ。そ連（れ）よりふしおがみと申也。其日午ノ刻より

大雨志きりにて谷々大水出鷲見川上之谷両所大水故

鷲見川出合に群兵共並立いたり、金森殿少あとなり。

先手の騎大将金森市左衛門なり。大将深川無用の至り也と

三木甚右衛門丈に立上し者ニテ大将二出会そ連より金森殿

駒のくらをかけるよし住屋尾つたひに中桐村へ御出成

金森市左衛門是程の小谷にてふか候レバとて馬二のり

向のきしへ渡りケリ。それを軍兵共見て一度ニ我も我もと

向きしにおよぎケリ。その時より惣およ記とハ申なり。

市左衛門保木え懸り見れハ橋替し落として有。それより市左衛門

ハ

くんひよう共引徒連八やがおづたいに小ふた越え出給ふ。

其時向鷲見村そのいこん故かたきしに道筋の百姓の家ニ

白川口より美濃国へ出陣成され候。其時山下豊前ハ  
金森殿と意趣有故まちや白川二構、其時より町屋村と申也。  
金森殿長龍寺へ御廻入成され候。其時稲葉佐兵衛と申者  
元来ミの者なりしが金森殿に奉公いたし畑佐口  
より討入早馬に乗、鷲見ヶ上野一ノくて谷にて出合  
金森殿ハ其時三の谷にて馬より御下り成され候而、白山大御前  
を押し給ひ。そ連（れ）よりふしおがみと申也。其日午ノ刻より  
大雨志きりにて谷々大水出鷲見川上之谷両所大水故  
鷲見川出合に群兵共並立いたり、金森殿少あとなり。  
先手の騎大将金森市左衛門なり。大将深川無用の至り也と  
三木甚右衛門丈に立上し者ニテ大将二出会そ連より金森殿  
駒のくらをかけるよし住屋尾つたひに中桐村へ御出成  
金森市左衛門是程の小谷にてふか候レバとて馬二のり  
向のきしへ渡りケリ。それを軍兵共見て一度ニ我も我もと  
向きしにおよぎケリ。その時より惣およ記とハ申なり。  
市左衛門保木え懸り見れハ橋替し落として有。それより市左衛門  
ハ  
くんひよう共引徒連八やがおづたいに小ふた越え出給ふ。  
其時向鷲見村そのいこん故かたきしに道筋の百姓の家ニ

火を懸ケ焼払、長瀧寺池之坊ト申寺に御泊り成されいけの坊  
案内にて八幡尾崎山に御陣ヲ御取りかすみの城より

矢引給ひ。驚見忠左衛門殿五十騎にて大手口をふせぎ給ふ。

忠左衛門殿御運よわくくんひやう（軍兵）一二うたれ御身一人

山下家内家老、甚内以上三人八幡桜町大阪保木ニテ

粥川左兵衛と渡り会鎗下ニテ手をあわせ兩人くみうちの

勝負驚見忠左衛門殿御うんよわく甲のくさを切れ

粥川六郎すけに入て記候。兩人其内はや腰ぬかし

忠左衛門殿六郎鎗下ニテ討死成されとの也。其時餌取佐助討死ス

同作助討死ス。忠左衛門御寺ハ長瀧寺本覚坊東前谷ニテ寺領

二十壺石給わり下、末寺岩高山ニテ無元寺と申真言宗

此時御取おき無元寺行ひ給ふ。あたご七人塚此時より（愛宕五人塚）

申也。向驚見権現様本地は富士権現、正ヶ洞牛頭天王

ハ朝鮮陣之時京ぎおんよりうつし給ふ。神領拾弍石也。

慶長年中、忠左衛門殿討死。同十月正ヶ洞餌取弾正ト申者

忠左衛門殿討死と聞いそぎ御城柳の丸へ乗込候。其留守

役人松下五左衛門と申者下屋敷ニテ留守相勤弾正城を

乗込候よし承り無念の至り然共無手に渡すべきに

火を懸ケ焼払、長瀧寺池之坊ト申寺に御泊り成されいけの坊  
案内にて八幡尾崎山に御陣ヲ御取りかすみの城より  
矢引給ひ。驚見忠左衛門殿五十騎にて大手口をふせぎ給ふ。  
忠左衛門殿御運よわくくんひやう（軍兵）一二うたれ御身一人  
山下家内家老、甚内以上三人八幡桜町大阪保木ニテ  
粥川左兵衛と渡り会鎗下ニテ手をあわせ兩人くみうちの  
勝負驚見忠左衛門殿御うんよわく甲のくさを切れ  
粥川六郎すけに入て記候。兩人其内はや腰ぬかし  
忠左衛門殿六郎鎗下ニテ討死成されとの也。其時餌取佐助討死ス  
同作助討死ス。忠左衛門御寺ハ長瀧寺本覚坊東前谷ニテ寺領  
二十壺石給わり下、末寺岩高山ニテ無元寺と申真言宗  
此時御取おき無元寺行ひ給ふ。あたご七人塚此時より（愛宕五人塚）  
申也。向驚見権現様本地は富士権現、正ヶ洞牛頭天王  
ハ朝鮮陣之時京ぎおんよりうつし給ふ。神領拾弍石也。  
慶長年中、忠左衛門殿討死。同十月正ヶ洞餌取弾正ト申者  
忠左衛門殿討死と聞いそぎ御城柳の丸へ乗込候。其留守  
役人松下五左衛門と申者下屋敷ニテ留守相勤弾正城を  
乗込候よし承り無念の至り然共無手に渡すべきに



あらず。弾正をうちとめんと心懸ケ、其日四つ時方柳の丸え

行き弾正殿御城のぞみのよし（由）御尤ニ存候。手前牢人

の身御座候へば日永ニ御座る。今晚暮をうちに参る。御

燈火の用意被成かしと申。弾正本より望なれば御越と

堅いやくいたし、其夜暮方に柳の丸え五左衛門今昼御

約束の通り参候と申。弾正燈に松をさすかにて構候所へ

何更なく伐懸ル。弾正持たるさすがにてうけはづし

五左衛門ハ其用意、弾正ハ油断故、五左衛門ニ髪先をしたたかに

切はつれ其刀にてわきつぼをつらぬき弾正は

終に討死ス。その時弾正女房男二人めのと以上四人城ニ

火を懸ケ五左衛門おろおろといたせし内ニ、郡上谷赤岩と申所え

落岩のはざまにかくれ居給ふ。其後切立村西入坊と

申もの彼姫に出会、さても是ハいかなる人ぞとたずね

ければ、かのひめ手を合、西入坊を頼給ひ。西入坊御

供いたし切立村御堂の内ニ隠し置候。それを松下五左衛門

聞および、又西入坊方へ尋行、弾正女房を出せとなのり

ける。其時かの坊男子のふぐりをあとへ廻し高まど方（より）

わに弾正とうちとめんと心懸ケ、其日四つ時方柳の丸え  
行き弾正殿御城のぞみのよし（由）御尤も存候  
の身御座候へば日永ニ御座る。今晚暮をうちに参る  
燈火の用意被成かしと申。弾正本より望なれば御越と  
堅いやくいたし、其夜暮方に柳の丸え五左衛門今昼御  
約束の通り参候と申。弾正燈に松をさすかにて構候所へ  
何更なく伐懸ル。弾正持たるさすがにてうけはづし  
五左衛門ハ其用意、弾正ハ油断故、五左衛門ニ髪先を  
したたかに切はつれ其刀にてわきつぼをつらぬき弾正  
は終に討死ス。その時弾正女房男二人めのと以上四人  
城ニ火を懸ケ五左衛門おろおろといたせし内ニ、郡上  
谷赤岩と申所え落岩のはざまにかくれ居給ふ。其後切  
立村西入坊と申もの彼姫に出会、さても是ハいかなる  
人ぞとたずねければ、かのひめ手を合、西入坊を頼給  
ひ。西入坊御供いたし切立村御堂の内ニ隠し置候。そ  
れを松下五左衛門聞および、又西入坊方へ尋行、弾正  
女房を出せとなのりける。其時かの坊男子のふぐりを  
あとへ廻し高まど方（より）

差出シ、侍の女に目を懸給ふ事無用之至りなりと申ければ  
五左衛門向鷺見村へ帰りケリ。

### 朝鮮陣の事

一鷺見長門守朝鮮陣の時、二百六十騎にて御越被遊

岩瀬城にて比類なき御手柄被成、其時とらあやと

いふ打物うばひ取、日本へ帰国被遊、都帝王え上げ給、

数の御ほうみ給り候。翌年鷺見大番の役当り、供人百三拾人

にて出給ふ。桑名より長門守殿供人一人召連、伊勢

御参宮其外家老引つれ、先に行給ふ也。長門守殿は

長谷越に行給ふ。大和国三輪の久保といふ山通り給ひし

時、ふしぎなるかな十八九年成わつば一人大木下にねて

いる是をいわばみ目懸け、かのわつばを食わんとする。

然所わつば腰より山さすがおのづからぬけ出、いわ

ばみをふせぎける。いわばみ彼の腰物におそれ

山へ引にけり。長門守殿是を見てわつばを頼給ひて

御ぬしの岩切丸という腰物とかへ給ふなり。

長門侍の女は目懸けの事無用之至りなりと申ければ  
五左衛門向鷺見村へ帰りケリ

### 朝鮮陣之事

一鷺見長門守朝鮮陣之時、二百六十騎にて御越被遊  
岩瀬城にて比類なき御手柄被成、其時とらあやと  
いふ打物うばひ取、日本へ帰国被遊、都帝王え上げ給  
数の御ほうみ給り候。翌年鷺見大番の役當り、供人百三拾人  
にて出給ふ。桑名より長門守殿供人一人召連、伊勢  
御参宮其外家老引つれ、先に行給ふ也。長門守殿は  
長谷越に行給ふ。大和国三輪の久保といふ山通り給ひし  
時、ふしぎなるかな十八九年成わつば一人大木下にねて  
いる是をいわばみ目懸け、かのわつばを食わんとする。  
然所わつば腰より山さすがおのづからぬけ出、いわ  
ばみをふせぎける。いわばみ彼の腰物におそれ  
山へ引にけり。長門守殿是を見てわつばを頼給ひて  
御ぬしの岩切丸という腰物とかへ給ふなり。



長門守御料理の事

其後正月十五日、大番御振舞の時、諸大名鷺見殿腰物を見給ひせんだんのさやにふじの皮にて巻きたる

柄なり。国々の諸大名鷺見殿二手をとらせんため十五日の

料理長門守殿へ申付給ひ。鯉の中えまなはしを差入

まな板にのせ出給ふ。長門守殿是をすき切仕給へと

被仰付給ふ。畏（かしこまって）候と、まなばしを取直シ、覚えすき切二（箸を入れたまま切つて出したので）

仕給ふ。鷺見殿、料理ほねすき申さず候間、此まま上り給へと

指出給へバ諸大名身の毛をよだて我も我もと引にける。

鷺見殿一九代に合戦に出立仕給ふ事五十七度

禁裏官位十三代也。

一鮎走り村寺領の事。美濃飛州二ヶ国ニテ千九百拾七石也。堂数

みふね迄二十八ヶ所。称宜数拾五ヶ所、太夫名三ヶ所、坊主四ヶ寺

法相宗天台宗

獨禮並御紋御免の衆

鷺見大屋九兵衛

獨礼並一番由緒有之候二付

御紋角けんびし御免

向鷺見村蓑嶋藤四郎

けんびし御免

正ヶ洞村 長右エ門

亀甲に鷹の羽

ある夜御料理の事

其後正月十五日、大番御振舞の時、諸大名鷺見殿腰物を見給ひせんだんのさやにふじの皮にて巻きたる柄なり。国々の諸大名鷺見殿二手をとらせんため十五日の料理長門守殿へ申付給ひ。鯉の中えまなはしを差入まな板にのせ出給ふ。長門守殿是をすき切仕給へと被仰付給ふ。畏（かしこまって）候と、まなばしを取直シ、覚えすき切二（箸を入れたまま切つて出したので）仕給ふ。鷺見殿、料理ほねすき申さず候間、此まま上り給へと指出給へバ諸大名身の毛をよだて我も我もと引にける。

鷺見殿一九代に合戦に出立仕給ふ事五十七度禁裏官位十三代也。

一鮎走り村寺領の事。美濃飛州二ヶ国ニテ千九百拾七石也。堂数みふね迄二十八ヶ所。称宜数拾五ヶ所、太夫名三ヶ所、坊主四ヶ寺

法相宗天台宗

獨禮並御紋御免の衆

鷺見大屋九兵衛

獨礼並一番由緒有之候二付

御紋角けんびし御免

同村 与三右衛門 立鷹の羽

中桐下牧戸 角二鷹の羽

御両 重兵衛 丸二鷹の羽

此六人の者共朝鮮陣の時、御供仕忠節多もの共故  
毎年正月一五日独礼也。

### 惣礼の分

切立村 二人 嶋作右衛門  
下地善十郎

向鷺見 四人

西洞 二人

鮎走り 八人

ベ十六人

鷺見山(?)ハ七ヶ村ニテ十二名。鮎走り祢宜八名ハ寺山也  
是八名ハ十二名外也。山方墨付ハ其村々ニ渡置也。

### 御代

(この年数は間違ひ)

権守殿ヨリ 加賀丸殿マデ 五百七十歳

加賀丸殿ヨリ 忠左衛門殿マデ 八百九十三歳

一相走村寺領此時ハ 永銭高一石二何百何拾文と遣(つかわせり申候

其節森口宇太夫

神田代官松山小兵衛

同村 与三右衛門 立鷹の羽  
中桐下牧戸 角二鷹の羽  
御両 重兵衛 丸二鷹の羽  
此六人の者共朝鮮陣の時、御供仕忠節多もの共故  
毎年正月一五日独礼也。  
惣礼の分  
切立村 二人 嶋作右衛門  
下地善十郎  
向鷺見 四人  
西洞 二人  
鮎走り 八人  
ベ十六人  
鷺見山(?)ハ七ヶ村ニテ十二名。鮎走り祢宜八名ハ寺山也  
是八名ハ十二名外也。山方墨付ハ其村々ニ渡置也。  
御代  
(この年数は間違ひ)  
権守殿ヨリ 加賀丸殿マデ 五百七十歳  
加賀丸殿ヨリ 忠左衛門殿マデ 八百九十三歳  
一相走村寺領此時ハ 永銭高一石二何百何拾文と遣(つかわせり申候  
其節森口宇太夫  
神田代官松山小兵衛  
一相走村寺領此時ハ 永銭高一石二何百何拾文と遣(つかわせり申候  
其節森口宇太夫  
神田代官松山小兵衛



一飛驒年貢

葦板五十駄

納

永銭八拾七貫文

但二季勘定ニテ鷲見藤左エ門寺領分裁許に鷲見殿より遣られ給ふ。  
其御札として祢宜坊主方永銭八貫文宛上ゲ給也。

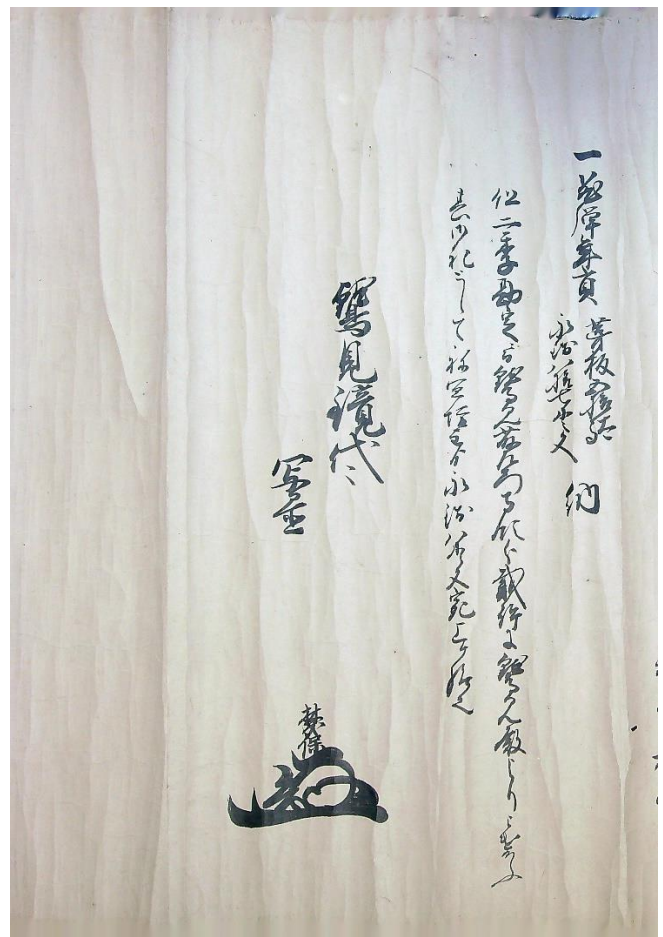
## 鷲見鏡代々

写置

森保 (花押)

## 課題

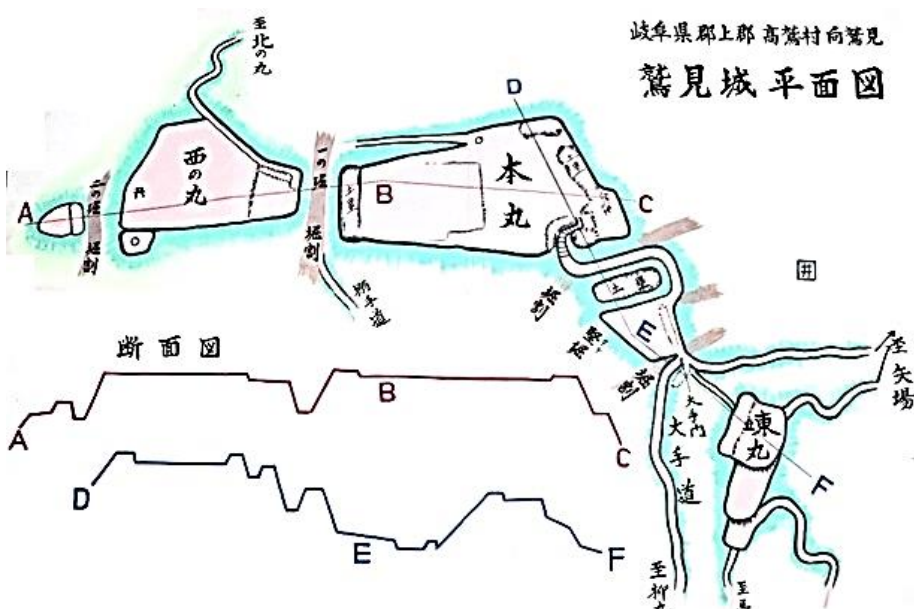
- (一) これはいつ頃書かれたものか？  
鷲狩り伝説についても「敬願寺由緒」とは異なっている。
- (二) 誰によって書かれたものか？ 森保とは誰か？  
ちなみに長門守の諱は朝保。
- (三) 長門守の料理の話の意味は？  
長門守の料理の話は、まなばしをそのまま抜かずに調理した  
ということだろう。武勇伝の一つとして載せたと思われる。  
同様に朝鮮陣のことについては、遠藤慶隆は百余人の兵で出  
兵している。鷲見郷からは六人ということか。実際に朝鮮に  
渡っている。



- (四) 八幡山の戦いについては金森氏のことを中心に書いてある  
ので金森氏の移封後に書かれたか。
- (五) 鷲見城の落城について  
役人松下五左衛門は稲葉氏の代官だと考えられる。  
稲葉から遠藤と代わることで、郡上藩内には同様なことが  
起こったのではないかと想像される。
- (六) 鷲見城について  
林春城氏の作図による鷲見城見取り図。



昭和53年11月林春樹氏作成



林氏はこの鷺見城は中世の山城の原型をよく保っていて、貴重な山城であると認定された。

この鷺見大鑑によると建長五年（一二五三年）八月、家保によって築城されたと書いてある。また廃城（城が燃えた）は八幡城の戦いの時と書いてあるので、慶長五年（一六〇〇年）である。文中に出てくる「柳の丸」は中央やや右下の方に「柳丸」とある。

落城の記録に出てくる餌取弾正とは何者か？

大洞の森家に伝わる鷺見氏系図の中に、餌取弾正が出てくる。（十六章参照）

行保の子に鷺見八右衛門がいてその子が弾正。善兵衛家餌取と書いてある。兵庫とはいとこで、忠左衛門はいとこの子。